

第1回離島対策等検討会 議事録

1. 日時: 2004年2月24日13時～15時
2. 場所: 日本自動車会館11階 (財)自動車リサイクル促進センター第1会議室
3. 委員の現在数: 3名
4. 出席者: 大杉委員、藤井委員
以上2名出席
その他(財)自動車リサイクル促進センター事務局、
経済産業省・環境省担当官が出席
5. 議題: ①「離島対策等検討会」の今後の進め方について
②自治体向け出えんに関する基本的な考え方について
6. 議事録
 - (1)各委員の紹介があった後、委員の互選によって藤井委員が座長に選出された。
 - (2)議題①について
「自動車リサイクル法の概要」「再資源化支援部3号・4号・5号業務の概要」「離島対策等検討会の位置付けと今後のスケジュール」「資金管理業務規程・再資源化等業務規程」について資料3・4・5・6を使って事務局が説明。今後の審議スケジュール、離島対策等検討会の情報公開の在り方等、了解された。
 - (3)議題②について
「離島対策に関する現時点における検討状況」「不法投棄対策に関する現時点における検討状況」について資料7-1・7-2を使って事務局が説明。委員から下記意見があった。なお、次回検討会にて離島対策については要綱骨子で検討を行うこととなった。
 - (4)主な質疑・意見
◇は委員からの質問・意見 ◆は回答

<要綱>
◇離島対策については5月下旬に要綱を審議し、承認するとなっているが、

事前に要綱内容を当検討会にて確認するのか。

- ◆次回3月12日の第2回離島対策等検討会にて離島対策の要綱骨子を事務局より説明し、審議して頂く。

<今後のスケジュール>

◇実際に出えん内容についての審議が始まるのはいつ頃と想定しているか。

- ◆次回3月12日の第2回離島対策等検討会にて具体的なスケジュールを示す。現計画段階では出えん先を決める業務は平成17年度夏以降。それまでの間は関係者間でよく連絡をとりつつ、地域毎に離島対策等の仕組みを作っていただいく予定。ただし預託金の剰余金が原資となる業務なので、剰余金の発生時期によってスケジュール等が変わってくる。剰余金量と地方公共団体のニーズのバランスを考え、地方公共団体間で不公平が生じないようにスタートのタイミングを検討する予定。

◇剰余金の発生時期はいつ頃と想定しているか。

- ◆剰余金は廃車ガラクタ輸出・中古車輸出からの発生を見込んでいる。自動車リサイクル法施行後半年ぐらいでそれなりの額が発生すると予想しているが、金額については法施行後様子を見ていく必要がある。

<出えん先選定方法>

◇剰余金の発生額には限りがあるので、地方公共団体からの要請額の合計がその時点の剰余金の発生額を上回る場合が想定される。要綱審議の前に優先順位の基準を決める議論が必要ではないか。

- ◆要綱では資金出えん対象に対し一定の条件付けはするが、優先順位の基準については考えておらず、離島対策等検討会において出えん要請した地方公共団体の実状・公平性を考慮し、出えん先を審議頂く。

◇要綱公開後、地方公共団体は要綱内の条件下で条例等の準備を進め、条件を整えた後で申請してくるという話になるということによいか。

- ◆要綱公開後に各地方公共団体と地域毎の状況をよく把握させていただきつつ、地域毎において離島対策等の仕組みが作られてから具体的な手続きということになる。

◇市町村が事業費合理化のための取組をきちんと行っているかどうかをチェックする必要がある。

<離島対策のパターン分け>

◇離島対策の処理パターンをA～Eに分けているが、どのような意味で分け

ているのか。費用面・プライオリティの意味での分類と言うことか。

- ◆パターン分けに、費用面或いはプライオリティというような意味合いはない。地方公共団体で輸送パターンを検討する際の参考になるよう、想定されるものを予めパターン化し示したもの。
- ◇A～Eのどれかのパターンにしなければならないということではないとの考えでよいのか。
- ◆地域毎の効率性を考慮して、もっと効率性のよい方法があったならばA～E以外の方法でも問題はないであろうが、現状ヒアリングを行っている限りではそのようなものはでてきていない。いずれにしても、地方公共団体にも効率的な方法を検討していただくという意味でも、一定割合を地方で負担していただく仕組みが必要と考えられる。

<島内業者問題>

- ◇使用済車の状態で海上輸送すれば出えん対象になるが、解体・回収した部品・物品は出えん対象外になるため使用済車の状態での海上輸送形態が増加するといったような影響は生じないものか。
- ◆そうしたケースが発生する可能性はまったくないとは言えないものの、地方公共団体において、島毎の状況を考慮して、検討頂く問題と考える。

<処理問題>

- ◇容器包装リサイクル法では処理費用を下げるために競争入札制度の仕組みをとっているが、地方公共団体がどこでどう処理されることになるか予測できない。本件もそうなるのか。
- ◆自動車の処理については、島内での作業内容・運搬業者・受入先業者等も含めて仕組みが構築されていくことが想定されているため、容り法とはだいぶと状況が異なるものと考えられる。

<地方負担分の考え方>

- ※出えん率については格段の意見なし。
- ◇地方負担分に関する負担の方法については、地方公共団体において地域の実状に応じて、決めるよう一任することによりか。
- ◆地域毎にいろいろな状況があるので、負担分の配分については縛らず、地方公共団体において実状に合わせて配分を決めて頂く方がよいと考えられる。
- ◇都道府県の関与はどう考えているか。
- ◆廃棄物行政の観点からも都道府県の役割が極めて重要になるので、財

政面も含め一定の役割を果たして欲しいと考える。

◇使用済自動車については、一般廃棄物か産業廃棄物かの議論があるが、どの様に考えるべきか。一般廃棄物か産業廃棄物かで県の役割も変わってくるのではないか。

◆使用済自動車の場合は、一般ユーザーから出た時点においては一般廃棄物であり、途中で解体等の処理がされると再資源化の義務が発生して産業廃棄物になる。こうした産業廃棄物は都道府県または保健所設置市の担当となる。また離島については、離島の特殊性から、従来より離島行政には都道府県が関与している実績等もあるので、今回の離島対策についても都道府県が関与するものとする。

◇ユーザーに一切負担を求めないケースもあり得るが問題ないか。

◆自治体内の環境改善に資する費用負担をどうすべきかとの点で地方公共団体の議会において様々な議論がありうるが、いずれにしろ地方公共団体に一任する事案という整理である。

<5号業務の費用負担について>

◇5号業務の引取再資源化業務とは、地方公共団体の解体自動車等の撤去費・処理費等出えんするというものか。

◆ご指摘の業務は4号業務に整理される。5号業務は地方公共団体から5号業務の依頼があれば、地方公共団体が撤去した解体自動車等を自動車リサイクル促進センター再資源化支援部は予め決めてある委託業者に引取・再資源化業務を委託する想定。処理費用はリサイクル料金の剰余金を原資として自動車リサイクル促進センター再資源化支援部が負担する。

<3・4・5号業務優先順位について>

◇3号業務と4・5号業務の資金出えんの配分・優先順位はあるか。

◆自動車リサイクル法では配分・優先順位の規定はない。しかし、離島対策（3号業務）は継続的に必要な事業であることから、不法投棄対策（4・5号）よりも優先順位が高くならざるをえないものと考えられる。

◇地方公共団体においては、不法投棄対策に対する期待が大きいようだが、リサイクル法施行後すぐに対策ができなくなると問題になるのではないか。

◆不法投棄の実態は、解体業者等による違法な保管状態、いわゆる野積が大部分を占めている。しかしながら自動車リサイクル法における解体業の許可を得るためには、野積みを経営しないことが必要であり、地方公共

団体が、解体事業者に対して、自動車リサイクル法上の許可を出す段階ではそうした野積みの状態を片付けさせなければならないので、本法施行前に現在ある野積みの多くは解消の方向にあると想定する。

＜資金管理業務諮問委員会と離島対策等検討会の役割について＞

◇資金管理業務諮問委員会と離島対策等検討会のそれぞれの役割、特に資金出えんについてのそれぞれの役割分担について確認したい。

◆離島対策・不法投棄対策の3～5号業務の資金出えんについては、離島対策等検討会が出えん先・出えん金の振り分けについて検討し、その検討結果を資金管理業務諮問委員会に報告し、資金管理業務諮問委員会において離島対策等検討会の議論を踏まえ、承認することになる。なお、検討会の議論の中で先に資金管理諮問委員会場で議論の必要がある場合は、この限りではない。

7. 第2回離島対策等検討会議題について

次回検討会は下記について事務局より説明、審議を行う。

- ・地方公共団体への出えんに関する基本的な考え方
{業務フロー、要綱骨子(3号)}
- ・再資源化支援部における平成16年度離島・不法投棄対策関係事業計画(案)および収支予算(案)

以上